

平成29年3月
勝浦市議会定例会会議録（第7号）

平成29年3月16日

○出席議員 16人

1番 藤本 治 君	2番 高 梨 弘 人 君	3番 久 我 恵 子 君
4番 照 川 由美子 君	5番 磯 野 典 正 君	6番 鈴 木 克 己 君
7番 戸 坂 健 一 君	8番 佐 藤 啓 史 君	9番 黒 川 民 雄 君
10番 末 吉 定 夫 君	11番 松 崎 栄 二 君	12番 丸 昭 君
13番 岩 瀬 洋 男 君	14番 土 屋 元 君	15番 岩 瀬 義 信 君
16番 寺 尾 重 雄 君		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 猿 田 寿 男 君	副 市 長 関 重 夫 君
教 育 長 藤 平 益 貴 君	総 務 課 長 藤 平 喜 之 君
企 画 課 長 軽 込 一 浩 君	財 政 課 長 齋 藤 恒 夫 君
税 務 課 長 土 屋 英 二 君	市 民 課 長 渡 辺 茂 雄 君
介 護 健 康 課 長 大 森 基 彦 君	福 祉 課 長 関 富 夫 君
生活環境課長兼 清掃センター所長 長 田 悟 君	都 市 建 設 課 長 鈴 木 克 己 君
農 林 水 産 課 長 平 松 等 君	観 光 商 工 課 長 酒 井 清 彦 君
会 計 課 長 菰 田 智 君	教 育 課 長 軽 込 貫 一 君
社 会 教 育 課 長 吉 清 佳 明 君	水 道 課 長 岩 瀬 健 一 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 大 鐘 裕 之 君	議 事 係 長 植 村 仁 君
-------------------	-----------------

議 事 日 程

議事日程第7号

第1 議案、請願上程・委員長報告・質疑・討論・採決

（予算審査特別委員長）

議案第15号 平成29年度勝浦市一般会計予算

議案第16号 平成29年度勝浦市国民健康保険特別会計予算

議案第17号 平成29年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算

議案第18号 平成29年度勝浦市介護保険特別会計予算

議案第19号 平成29年度勝浦市水道事業会計予算

(総務文教常任委員長)

議案第6号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 勝浦市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 勝浦市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 財産の無償貸付けについて

(産業厚生常任委員長)

議案第5号 勝浦市空家等対策の促進に関する条例の制定について

議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 勝浦市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 勝浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 勝浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 勝浦市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 市道路線の認定について

請願第1号 障害児者の「くらしの場」の拡充を求める請願

第2 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第22号 平成28年度勝浦市一般会計補正予算

議案第23号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

第3 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第1号 障害児者の生きる基盤となる「生活の場」の早急な整備を求める意見書について

第4 報告

報告第1号 専決処分の報告について

開 議

平成29年3月16日(木) 午前10時開議

○議長(寺尾重雄君) ただいま出席議員は16人全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案、請願上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（寺尾重雄君） それでは、日程第1、議案を上程いたします。

議案第15号 平成29年度勝浦市一般会計予算、議案第16号 平成29年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第17号 平成29年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第18号 平成29年度勝浦市介護保険特別会計予算、議案第19号 平成29年度勝浦市水道事業会計予算、以上5件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。丸予算審査特別委員長。

〔予算審査特別委員長 丸 昭君登壇〕

○予算審査特別委員長（丸 昭君） おはようございます。議長よりご指名をいただきましたので、今期定例会において、予算審査特別委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告申し上げます。

当予算審査特別委員会は、付託されました議案5件を審査するため、去る3月10日、13日及び14日の3日間、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長並びに関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

なお、一般会計歳出予算を審査するにあたり、新設つけ替えとなる市道勝浦荒川線の現地視察を3月10日に実施いたしました。

審査の結果、議案第15号 平成29年度勝浦市一般会計予算、議案第16号 平成29年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第17号 平成29年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第18号 平成29年度勝浦市介護保険特別会計予算、議案第19号 平成29年度勝浦市水道事業会計予算、以上5件について、賛成多数で、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、一般会計歳出予算のうち、新設つけ替えとなる市道勝浦荒川線について、「公共施設整備に関する協議書」の再協議を行い、協議内容を議会に報告することを求める一般会計予算に対する附帯決議案が動議で提出されましたが、賛成少数で否決となりましたことを申し添えます。

それでは、審査の過程において各委員から質疑、意見、要望等が出されましたので、その主なものを申し上げます。

一般会計の歳入予算においては、過疎債の活用についてただしたところ、平成26年に過疎指定され、充当率100%、交付税措置7割という起債ができることとなり、過疎計画に事業を位置づけ、見込みもあわせた平成28年度は、3億6,300万円程度を活用している。平成29年度予算においては、子ども医療費の助成事業、重度心身障害者医療費支給事業、認定こども園整備事業等に充当している。今後も過疎債を活用していきたいとの答弁がありました。

また、歳出予算において、道の駅整備事業について、今後どのように整備を推進していくのかただしたところ、松野バイパス第2工区が、平成30年度の完成を目指して、現在工事が進め

られているが、道の駅については、通過的な道の駅ではなく、地域交流、地域振興の一環として、地元施設園芸の野菜、地元の魚などの物販、着地型観光の拠点として、今後はプロの目から、また市民会議などにより、事業手法や事業内容を検討していきたい。また、地方の所得を上げること考えていきたいとの答弁がありました。

市民の健康増進と医療費の高騰の抑制について、外部人材を活用したフィールドイノベーションの取り組みについてただしたところ、富士通の協力を得て、ウォーキングをもとに、インセンティブを用いた健康づくり事業を市民課と協議をし、内容を精査して成案化し、平成30年度からの事業化を目指したいとの答弁がありました。

市内4地区の将来の展望、均衡についてただしたところ、昭和33年10月1日に、勝浦は4地区が合併をして、勝浦市となった。上野、総野、興津、勝浦の4地区について、地域をそれぞれ元気にしたいということで、勝浦地区はいろんなものがまさに中心であり、興津地区は、行川アイランドの跡地活用で元気にしたい。上野地区はスポーツ施設の整備、土地改良も実施して、6次産業も出てくると思う。総野地区は、道の駅を拠点とした地域振興ができるというように地域の振興を図りたい。

また今後、人口減少に起因する買い物難民の対策についても検討していきたいとの答弁がありました。

教育予算について、統合する勝浦中学校は、今後、いろんな問題が発生してくると思うが、学校、教育委員会、保護者等を含めて、柔軟な対応をどのように考えているかただしたところ、当初この話を出した時に、統合はこの時期に無理ではないかと言われたが、説明会に行って、地域の方々と話をする中で、生徒数が減ってきて、考えなくてはいけないという意見もいただいた。一市、一中学校だから、勝浦市民全体で生徒を育てるという意識を育てて学校を応援してもらいたい。これからいろんな問題が出てくると思うが、できるだけ柔軟に対応していきたいとの答弁がありました。

結婚相談事業について、どのようなイベントを開催して、事業の魅力を伝えるのかただしたところ、パーティー形式と体験型形式の2つの形式のイベントで、パーティー形式は、専門業者に委託をして、なるべく多くの方が参加しやすいもの、体験型形式については、キュステに講師を招いて、スイーツ等をつくりながら交流をする企画を考えているとの答弁がありました。

給食センターの民間委託に伴う、臨時職員を含めた職員の配置についてただしたところ、正職員の調理員については、個別にヒアリングを行い、個々の要望を伺って今後配置していく。また臨時職員については、全て委託業者での勤務を希望し、雇用の予定であるとの答弁がありました。

次に、国民健康保険特別会計について、千葉県国民健康保険財政安定化等支援方針に掲げている目標収納率92%を下回っているが、千葉県の中で当市のレベルはどのくらいになるのか。また、なぜ目標収納率が92%なのかただしたところ、公表されている平成27年度国民健康保険税の現年課税分の収納率は90.26%で、千葉県下54市町村中、27番目である。県下平均収納率は89.53%である。また、目標収納率は、千葉県国民健康保険財政安定化等支援方針によるもので、平成27年3月26日に改定され、被保険者数1万人未満の保険者は、92%に引き上がったとの答弁がありました。

次に、介護保険特別会計について、緊急通報システムサービス業務委託事業の内容及び制度

の周知方法をただしたところ、平成14年度から開始した事業で、当事業の対象者は、65歳以上の方で市の住民基本台帳に登録されている方で、ひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯である。本人からの申し出、あるいは家族、民生委員、近所の方からの申し出により対応している。平成29年2月末現在、426世帯で利用されている。また、制度の周知については、70歳に到達した方で、ひとり暮らしで高齢者のみの世帯の方については、市から案内通知をしている。転入された方は、市民便利帳等で周知を行っているとの答弁がありました。

高齢者の見守りについて、現在どのような取り組みを実施しているかとただしたところ、緊急通報システムのほかに、週3回、弁当を宅配する配食サービス事業、市内事業所の協力による見守りネットワーク事業、認知症サポーターの認定所、郵便局とか新聞配達等にもお願いをし、見守りを実施している。また、社会福祉協議会でも電話等による安否確認を行っている。基本的には地域住民の見守りが一番の成果であると考えたとの答弁がありました。

次に、水道事業会計について、毎年5,000万円を超えるような剰余金の処分をしているが、ここに高料金対策の補助金を活用できるように、一般会計からの法定外繰り入れを行えば、それらの資金が100%県内でも高い水道料金の引き下げに使えるのではないかと見解をただしたところ、平成27年度決算において、当年度純利益が5,300万円、平成28年度決算見込みで、5,000万円前後の純利益を生み出せると考えている。ただし、内部留保資金により毎年度、老朽施設の改修事業や老朽管の布設替え事業、さらに未普及地域解消事業等の建設投資のための不足分の補填財源として充当している。なお、一般会計の繰出金の可能性については、財政課と協議しており、今後の後期基本計画、第3次実施計画の財源としての税収の伸びや、地方交付税の先行きが不透明な状況であることから、恒久的な繰出金は困難であるということから、平成29年度の高料金対策補助金については、要望なしということで千葉県に報告しているとの答弁がありました。

以上を申し上げまして、予算審査特別委員長報告を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。藤本議員。

〔1番 藤本 治君登壇〕

○1番（藤本 治君） 私は、ただいまの予算審査特別委員長報告の議案第15号 平成29年度勝浦市一般会計予算、議案第16号 平成29年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第17号 平成29年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第18号 平成29年度勝浦市介護保険特別会計予算及び議案第19号 平成29年度勝浦市水道事業会計予算について、反対の立場で討論を行います。

安倍政権の経済政策であるアベノミクスが始まって4年になりますが、その行き詰まりと破綻は明瞭です。世界で一番企業が活躍しやすい国を目指すというかけ声のもと、日銀の異次元金融緩和や、3年間で4兆円もの企業減税によって、大企業は3年連続で史上最高益を更新し、大株主など富裕層にも巨額の富がもたらされました。しかし、労働者の実質賃金は4年のうちに、年

額で19万円も減り、家計消費は実質16カ月連続で、対前年比マイナスとなっています。この結果、超富裕層がますます富み、国民全体の所得が低下する中で中間層が疲弊し、貧困層が増大する。これが現在の日本社会の姿であり、勝浦も例外ではありません。

勝浦市民の間でも、暮らし向きがよくなったと感じている方は皆無に近く、半数以上が苦しくなったと感じています。そして、市政への要望は、水道料金、ごみ袋代、国民健康保険税、介護保険料などの負担の軽減を求める声が圧倒的です。

国民健康保険制度には、サラリーマンなどが加入する被用者保険と違い、事業主負担がありません。その上、非正規労働者や年金生活者など、低所得の加入者が増えています。それらの人を含めて、国民全員に公的に医療を保証するのが国保制度です。もともと国が財政責任を果たさなければ成り立たない制度です。ところが国は国保への国保負担割合を1984年の国保法改正以来、給付費の60%以上から半減させてきました。これが国保税の高騰、滞納者の増加、国保財政の悪化、そしてさらなる保険税の高騰という悪循環を招いている最大の原因です。平成27年度より新たな国の公費投入が始まりました。これを大幅に増額し、国庫負担割合をもとに戻させるとともに、一般会計からの法定外繰り入れを行って、税負担の軽減を図るべきです。県内でも3分の2の市町村が一般会計からの法定外繰り入れを行っています。

水道料金は依然として県内一高い料金が市民に押しつけられ、毎年黒字経営になっています。また、県営水道との格差を是正する県の高料金対策補助金は、平成10年の48億円から大きく減少しているとはいえ、外房地域のほぼ全自治体で活用されており、あえて活用していないのは勝浦市と鴨川市の2市のみにすぎません。

国保及び水道の両特別会計は、いずれも黒字の運営であり、一般会計からの法定外繰り入れはその全額が税と料金の市民負担の軽減に役立ててることができます。

また、国保と水道の両特別会計に一般会計からの法定外繰り入れを行っていないのは、勝浦市と鴨川市の2市だけです。これは余りにも特異なことではないでしょうか。勝浦では、金がないということを理由に挙げますが、財政状況に大差はない中、住民の加重な負担を軽減するため、国保では3分の2の市町村が、水道では勝浦・鴨川以外の市町村が法定外繰り入れを行っています。ないのは、金ではなく、福祉の心ではないでしょうか。

介護保険は、平成29年度より要支援1、2の方々への訪問・通所介護を保険給付から外し、市町村が提供する総合事業に移行します。軽度者への介護を市町村の判断に任せることになれば、保険あって介護なしの深刻な事態や、激しい市町村間格差をつくり出すことになりかねません。後期高齢者医療制度は、年齢により受けられる医療を差別する制度であり、一日も早く廃止すべき制度です。

以上を指摘し、各会計に対する反対討論を終わります。

○議長（寺尾重雄君） ほかに討論はありませんか。磯野議員。

〔5番 磯野典正君登壇〕

○5番（磯野典正君） 私は、議案第15号ないし議案第19号の各会計について、賛成の立場で討論をいたします。

最初に、議案第15号 平成29年度勝浦市一般会計予算について申し上げます。平成29年度当初予算は89億7,600万円で、前年度当初予算と比較すると9,300万円、率にして1%の増額となっております。さて、平成29年度は勝浦市総合計画、後期基本計画及び第3次実施計画の初年

度となるとともに、平成27年10月に策定されました勝浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略の3年目となりますことから、これらに関連する経費が計上されているところであります。

地方創生関連の事業といたしましては、平成28年度に引き続き若者等定住促進事業や、多子世帯保育所保育料助成事業及びまちづくり活動推進事業、不妊治療助成金支給事業等が実施されるとともに、地方創生実行の年として新たに企業誘致を図る企業立地推進事業や、子育て支援施設である認定こども園の整備事業及び教育環境の整備として、市内小中学校への学校用務員の配置事業等に係る経費に加え、地場産業育成等の拠点施設として、道の駅整備事業等の経費も計上されております。これらの事業を確実に実行することにより、地域活性化がより図られることを希望するところでございます。

そのほか、市民が快適で安全な暮らしのための基盤整備として、国の交付金事業による道路整備や、クリーンセンターの設備改修事業に加え、鳥獣による農作物被害防止事業の拡充に係る経費等も計上されているところであります。

また、引き続き活気あふれるまちづくりのため、カツオまつりの開催経費や、かつうら魅力市開催に係る運営費補助のほか、商工会や観光協会への補助等、商店街や地域の観光資源の有効活用を図るための施策についても評価するものであります。

このようなことから、平成29年度予算の内容は、原案どおり賛意を表するところでございます。

次に、議案第16号 平成29年度勝浦市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。国民皆保険において重要な役割を果たしております国民健康保険は、他の保険制度と比較して年齢構成が高く、医療費もまた高額化傾向にあることや、保険税負担能力の低い方の増加などから、制度運営には大変苦慮されております。特に高齢化率が高い本市の場合、医療費が他の市町村と比較して高額化傾向にある状況や、保険税収入の減少が予想される中、さらに厳しい財政運営を求められております。

このような状況において国・県の支出金及び各種交付金や国保の広域化に先駆けて実施された公費の拡大による財政支援、また、平成27年度決算の剰余金処分による財政調整基金の活用により、持続可能な医療制度堅持のもと編成された本予算に賛意を表するところであります。

なお、将来医療費の抑制に有効な特定健康診査等、受診率の向上、重症化予防対策や保険給付の適正化に努めていただきますよう、要望いたします。

次に、議案第17号 平成29年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。後期高齢者医療制度は、ご承知のとおり、高齢者と現役世代の負担を明確にし、社会全体で高齢者を支え合うためにつくられたもので、都道府県単位で全ての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が保険者となっております。

本予算は、勝浦市が徴収した保険料や県負担金などによる繰入金の合計額を広域連合に納付する内容となっており、広域連合運営という現行体制において示された予算の計上や執行は、各自治体の責任であり、原案のとおり賛意をあらわすところであります。

次に、議案第18号 平成29年度勝浦市介護保険特別会計予算について申し上げます。本予算案は、歳入面では、第1段階に該当する低所得者の介護保険料に対し、公費を投入して軽減を図られております。歳出面では、介護給付に加え、運動による介護予防、認知症施策、高齢者の見守りなど、本人に対するだけではなく、要介護者を抱える家族に対する施策も盛り込まれ

ております。

このように介護サービスを必要とするものが尊厳を保持し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、また、被保険者が可能な限り住みなれた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険は必要な制度であると考えます。

以上の理由から、本予算は原案どおりに賛意をあらわすところであります。

次に、議案第19号 平成29年度勝浦市水道事業会計予算について申し上げます。本会計は、引き続き実施する水道未普及地域解消事業と老朽管の布設替え工事や、老朽施設の改修工事等を実施することから、予算規模は、10億3,349万9,000円となっております。安心で安全なおいしい水の安定供給や、老朽化施設の改修を図る上でも必要な経費の計上であり、承認すべきものと考えます。

以上申し上げましたように、議案第15号 平成29年度勝浦市一般会計予算ないし議案第19号 平成29年度勝浦市水道事業会計予算の5つの会計に関する予算に対して賛意を表し、賛成の討論といたします。

○議長（寺尾重雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号 平成29年度勝浦市一般会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（寺尾重雄君） 起立多数であります。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） 鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 発議案として議案第15号 平成29年度勝浦市一般会計予算に対する附帯決議案を提出します。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ただいま鈴木克己議員から議案第15号 平成29年度勝浦市一般会計予算に対する附帯決議について、動議が提出されました。この動議は所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

それでは、発議案第2号 平成29年度勝浦市一般会計予算に対する附帯決議案を議題といたします。議案を配付しますので、よろしくお願いします

〔議案配付〕

○議長（寺尾重雄君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、提出者の説明を求めます。鈴木克己議員。

〔6番 鈴木克己君登壇〕

○6番（鈴木克己君） 平成29年度勝浦市一般会計予算に対する附帯決議について、提案理由の説明をさせていただきます。

先ほどの予算審査特別委員会委員長より、審査計画について説明がなされ、議案第15号 平成29年度勝浦市一般会計予算が賛成多数で可決されました。平成29年度予算案を予算審査特別委員会で審査する過程において、私の一般質問、本会議質疑を経て、改めて委員会において質疑を行いました。その内容は、歳出予算のうち款7土木費、項2道路橋りょう費、目4道路新設改良費の工事負担に係る社会資本総合交付金事業の委託料、道路改良事業委託料600万円の計上は、串浜地先に建設中の勝浦串浜ソーラー合同会社及び株式会社エジソンパワーによる大規模な太陽光発電所の建設用地内に取り込まれた市道勝浦荒川線の一部に対するつけ替え道路として設置された未完成道路に対し、今後の道路整備を勝浦市において整備するための設計委託料であり、つけ替え道路については、株式会社エジソンパワーがソーラー発電所を建設するに当たっての林地開発事業を申請するに当たり、従前から事業計画地内に位置する市道勝浦荒川線の一部を事業地内に取り込む必要があったことから、これに対する道路つけ替えを行うに当たり、事業の検討当初には必要な道路構造を有する計画であったものが、事業者側の事情により、建設費用の負担ができなくなったとのことから、事業者側から勝浦市に対しての申し出及び林地開発申請書への道路に係る協議事項の書類を添付することが求められたため、平成27年9月15日付で、勝浦市長、株式会社串浜企画、株式会社エジソンパワーのそれぞれ代表者名により公共施設整備に関する協議書が締結されました。

この協議書には、1、公共施設の取り扱いで5項目、2、施工について2項目、3、帰属について3項目、4、瑕疵について1項目、5、排水について1項目について、管理者と土地所有者、申請者の間に協議が成立し、申請者は協議書に基づき、誠実に協議内容を履行するものとなっております。また、本協議書に定めなき問題が生じた場合は、3者協議の上、解決するものとなっています。

平成29年度勝浦市一般会計予算を審議した中において、予算審査特別委員から、本来、事業者が設置すべきつけ替え道路に、なぜ市の予算で設計し、さらにはその後の道路を市の予算で整備する必要があるのかとの質問が出されました。さらに、この協議書に記載され、開発区域内に設置される道路の市道勝浦荒川線については新設つけ替えであり、さらには道路のり面を含むとされています。また、道路附帯設備として当然あるべき雨水排水施設に対する協議事項の記述はなく、排水計画は開発区域からの雨水排水については事業地内排水の計画のみ記述されています。具体的には、皆様のお手元に配付させていただきました附帯決議案の2枚目に、疑問として出された事項を記載させていただきました。その内容を読ませていただきます。

公共施設に関する協議書の1、公共施設の取り扱いに関する（1）開発区域内に設置される道路の市道勝浦荒川線の摘要欄には、新設つけ替え道路のり面を含む市道中谷廻り山線は拡幅つけ替え道とのり面を含むと記述されているが、当該のり面は開発事業の整地に伴う盛り土により建設されたものであると考えられます。また（5）において、新設拡幅道路の帰属する道路のり面は、種子吹きつけ等、緑化を施行し、土砂の流出を防ぐものとする記述されていますが、将来にわたり管理することが必要となるのり面が市道に含むことに対しては疑問がある

ことから、道路用地の引き渡しを受ける前に、道路用地の境界を確定するとともに、のり面について市道に帰属しないように求めるものであります。

2点目として、協議書の5、排水計画については、事業区域内の排水計画についての記述のみであり、本来、道路には雨水などを有効に排水するための側溝、集水ますなどが適切に設置されていることが道路の構造となりますが、その排水施設は今後の設計により、市の予算で整備するとされています。このことについては、開発事業を行うために旧来の市道を取り込んだ事業者が行うべきとの指摘がされたことから、道路排水設備について、改めて協議をする必要があると考えます。

この開発計画に対する協議内容の指摘に対して、市としては林地開発事業において道路を建設させることが困難であるとの見解から、事業者の申し出に対し、協議をまとめたとのことでありますが、この開発土地に対しては、平成2年に株式会社串浜企画による大規模な宅地開発計画に端を発し、その間、開発土地集積に対する特別土地保有税が課税されていたものであり、この課税された特別土地保有税は、保有税免税となる期限の平成28年3月までに土地の利用計画が履行されなければならないことから、宅地開発事業から別会社の株式会社エジソンパワー、勝浦串浜ソーラー合同会社による太陽光発電所建設のための林地開発行為による開発事業へと引き継がれたものであり、市の主張する従前の宅地計画と太陽光発電所設置のための林地開発計画は全く別のものであることから、つけ替え道路を事業者に行わせることができないため、市側からお願いし、現在の状況までの道路形状にしてもらったものであるとの説明であります。

新年度予算に提案されている道路改良計画を、この協議書により、この内容で市が設計し、さらに道路改良費、概算では6,000万から7,000万円かかると言われているこの改良費を予算化することに対しては、今後の市の予算等、今後の市政に大きく影響すると思うことから、市の歳出を抑制するためにも、関係者でいま一度再協議を行うことを求めることが必要であると思えます。

このことから、予算審査特別委員会にも附帯決議案を提出し、ご審議いただきましたが、残念ながら3対2、賛成少数で支持を受けることができませんでした。予算審査特別委員会での判断は非常に重いものと、私自身認識はしておりますが、改めて議員各位のご意見、ご判断をいただきたいので、一般会計予算に対しての附帯決議を提案させていただきます。議員各位の良識あるご判断をよろしくお願いします。

○議長（寺尾重雄君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） では、質問させていただきます。再協議ということになりますと、エジソンパワーに対して現在行っている工事の追加工事ないしは工事のやり直しということにもなる、そういう影響をもたらすわけでありますので、再協議を行うということについては、しっかりとした根拠が求められると思うのですけれども、今回、提案の列記、2点の項目におきましては、まず第1点目ののり面の帰属に関しましては、今後、串浜企画から土地の寄附を受けるに際して、境界の確定が今後なされるものと思いますので、そのことを再協議というよりは、新たな協議の機会が今後設けられるものと思われます。ですので、今回の再協議の理由には当たらないのではないかと思います。

第2点目の、排水計画についてであります。この3者によって合意された協議書の中で、

1の公共施設の取り扱い(3)におきまして、このように書かれております。新設つけ替えとなる市道勝浦荒川線については、申請者、エジソンパワーですが、下層路盤まで施工し、区域外道路との取り付けを行い、さらに円滑な交通のために下層路盤面に4センチの簡易アスファルト舗装を設けて使用開始する。申請者であるエジソンパワーが管理者である勝浦市に、施設道路を引き渡すときには道路の中心線測量及び縦横断測量のデータを提示するものとする。このようになっておりまして、どのような道路をつくるかについては、今の(3)に規定された道路が現在できつつあるわけで、確かにここには排水路を設けるとありませんので、現在排水路はついてないものと思われませんが、この協議書どおりのものが施工されているということでもありますので、排水路がないことをもって再協議ということは、根拠にならないと思うのです。このうちの3者は、勝浦市の猿田市長の判がありますので、猿田市長が行った合意が間違いだということであれば、議案は通るかもしれませんが、勝浦市と3者との間で合意された内容が今履行されていないということにはならないと思うのです。3者の合意のとおりは今履行されていると。だから、再協議の理由がないわけなんです。もし猿田市長の判をついたことが間違いだということであれば、市長の責任を問うという形で問題を進めていかないとできませんので、再協議をさせる根拠にはなりませんので、私は今回の提出の再協議を求めるという理由とされた根拠が余りにも希薄だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(寺尾重雄君) 答弁を求めます。鈴木克己議員。

○6番(鈴木克己君) 私は2年前から一貫してこの問題、一般質問等を行いながら対応してまいりました。そして、とうとうこれ以上やらないというところまで来たわけです。そこで、今日このような附帯決議という形で提案をさせていただきました。

ただいま私に対しての質問者は、まず最初に言いたいことは、あなたは公共施設、道路について知識がない。とともに、一般会計予算に反対をしておいて、この一般会計の問題について質問されました。質問はよろしいですけど、そのところがまず私は考えます。私自身、個人としては市役所にいました。都市建設課長もやりました。市長からもそのことを個人的に攻撃されました。これが議会でしょうか。私は議会としてあるべき姿で今提案させていただいています。そして、今のことにお答えします。

まず、のり面の寄附、これは確かに質疑の中で、寄附を受けるときにはそこののり面についての境界を確定させるという答弁でございました。しかしながら、現地調査をしてあなたは何を見ましたか。私は逆に聞きたいですけど、あののり面はどういう形状でつくられたか。あれはあくまで事業者が自分の事業地をつくるためにのりをつくってきた。あそこは、一旦は全部崩しました。一部は残っています。そして新たに発電設備を設置するための整備をするために盛り土したんです。ですから、基本的にはこれは都市建設課長にも確認しましたが、土地の境界は、市道の場合、盛り土の場合はのり下、切った場合は切った上という回答も得ております。ですから、現地視察してわかるとおり、あそこの道路としての境界は11.5メートルです。そして現在の下路面となる部分の柵から柵までは約11.5メートルありました。若干少なかったですけど。そういうことからして、相手方はのり面を寄附したほうが今後管理しなくていい。市のほうが管理すればいいということで、恐らく寄附をしてくるかもしれません。その場合は寄附をした分だけ固定資産税の課税対象からも除外されます。そういう意味からしても、私はこの仲介道路、のり面を含むという文言は削除すればいい。ただ、これを一方的に削除するこ

とができないから、改めて3者で話し合って、こののり面の問題を先に解決していただきたい。

もう一点は排水計画であります。確かに従前の協議書のとおり、現在、道路のような形状、市長は道路でないと言っていましたから。道路のような形状の、今通行させていただいている土地、4センチのアスファルトの舗装がしてありますが、あれはあれで、今質問者が言ったように、この協議書によるもの、それを履行した中でのものであるということは認識できます。ただ、このつけ替え道路、何回も何回も、この議会の中でも言いました。なぜつけ替え道路があるのか。従前の土地を潰して、そのために市民が利用できる道路をつけ替えてもらう、つけ替えてもらうというよりも、つけ替えさせるのが市からの申し出でなければならないというふうに、私はその部分はぶれずに考えています。そういうことからして、今回の提案をさせていただいたとおりであります。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） 1つ申し上げておきたいと思うのです。猿田市長と2者との間で行った合意について、市民の利益に反する大変な間違いだということであるならば、この協議そのものが判こを押したことの責任を問うべきであって、エジソンパワーに対してこの協議書どおりやったんだけど、そのことが再協議を求める理由になり得ないわけですから、猿田市長がこれに判こを押した、そのことが市民に対する背任とか、あるいはエジソンパワーに対する便宜供与とか、そういったことがあるならば、極めて重大なことです。それはそれとして新たな大きな問題になりますけれども、この公共施設整備に関する3者との協議書どおりにやられたということが気に入らないからと言って、再協議を蒸し返して、新たに3者との協議を再度やるということは、幾ら議会の議決があるからやれと言っても、2者に対しては大変根拠のない要請にならざるを得ないと思うのです。問題の性格を、市長の責任を問うておられるのか、あるいはこの協議書そのものが、現実の施工された今の状態とこの協議書との間に合致しないもの、この協議書どおりでないものがあるのかどうかということで、ぜひ判断をしていかないとはいけませんので、議会の判断としては根拠がないことはできませんから、その根拠をもっと整理していただきたい。市長に対する責任を問うておられるように聞こえるんですけども、その辺がごっちゃになっているというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 私もこの問題を自分で整理しながら、本来は、今回の600万円の予算に対して、予算修正をしようという考えでいました。一般会計の予算を議会で修正する。しかし、それは非常に重いことでもありますし、市当局としても重く受けることでありますし、提案する側も真剣にこのことについては考えていたわけですが、それを行おうと思いましたが、全体の予算を見れば、やはりこれは市のためになる。先ほど賛成者からの賛成意見もありましたが、そのとおりなのであります。そして、市民生活の利便性を高めていく、土木にしても、道路の問題とか排水の問題とか、その辺については市民要望に的確に応えた今回の予算計上もありますし、また、私が今まで訴えてきた地籍調査等も初めて予算化をしていただきましたし、そういう面からして、この予算には賛成しなければならないという立場を持っています。ただ、しかし、この1点だけは何としてもこれを阻止をするという問題ではなくて、改善をしてもらいたい。お互いに3者の話は、今質問者が言いましたけど、市長の判断が誤りか正しいかというよりも、こういう協議ができてきたわけですから、この判断自体は、私自身はもっと市が事業

者に対してやってもらうべきことがあるんじゃないかということです。そして、一番最初、串浜企画からエジソンパワーのソーラー開発に移行する協議が3者で行われています。やはりその中に保有税という、基本的には2億5,000万円の課税に対して4億円近い延滞金を含めての保有税がありました。その保有税は串浜企画に課税されたものであります。しかし、平成28年3月に期限が来る。そういうことにおいて、さきの一般質問の答弁では、その期限に対しても市が協力して減額してやる必要があるだということを答弁されて、それは記録されています。ですから、全く違う、全く何もないところに林地開発という形で入ってきたのであれば、その道路協議は折半ということも恐らくあると思いますが、これはあくまで勝浦荒川線の問題はそこだけではなく、以前の宅地開発からつながっているものでありますので、ここについては市長の判断が正しいか間違いかというよりも、私はそういうことを含めて、市は相手業者、土地所有者の串浜企画、事業施行者のエジソンパワーに対して、これはお願いをするというよりも、やっていただくのが当然であるという解釈であります。ですから、市長を責めるとか、市長を陥れるとか、そういう問題ではなく、そこに背任があったとか、便宜供与があったとか、私は一般質問では、便宜を図ったのではないかというようなことも言いましたが、それはないというはっきりした答弁がありますので、それはないと認めなければならないと思います。そこをまた勘ぐって、そんなことしたんじゃないかとか、例えばその3者の協議でという、そういう勘ぐりはよしませう。その事実私は持っていませんので。ですから、私は市長に対してその判断が正しいか誤りかというよりも、今までの経過を見たときには、市はこの600万円だけではありません。この後に6,000万円、7,000万円と市税を使います。幾ら交付金が来ると言っても、それも税金です。そういうものを使った上での道路整備は極力減らす必要があると。そのためには林地開発を行う会社、それと土地所有者に対して、改めてこの部分の議会での指摘があったということに対して、私は協議をしていただきたいという願いであります。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 質疑の途中でありますが、11時15分まで休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（寺尾重雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） 議長に、このような重要なテーマでの審議ですので、予算審査特別委員会にはこういうペーパーが配られておりまして、この間の経過をまとめたものなんですが、ほかの委員の皆さんはお持ちじゃないようなので、できればこれを配付していただいたほうがいいと思うのですが、持っていらっしゃる。よろしいです。じゃあ、結構です。

これを引用させていただきたいんですが、当初の串浜企画の宅地開発においては、宅地開発ですので、きちっとした市道を整備した上で勝浦市に市道を寄附しなければならない。これは義務づけられているわけですね。しかし、今回、エジソンパワーに林地開発ということで事業が変わりましたが、その際には道路をつくる義務はないということで、ただ、既存の荒川線がございますので、それをそのままその道路を使って林地開発をやるという当初のエジソンパワー側の考えがあったけれども、これは平成26年7月に新道つけ替え道路にするよう市の側から要望したという経過があります。その後、平成26年11月にはエジソンパワー、串浜企画

側が市道用の用地を提供するから、市のほうで道路をつくってくださいという提案があったという経過なんです。翌年平成27年5月には、申請者、エジソンパワーの側で道路改良工事を施行するよう市が要望して、そして11.5メートルの幅員ですということで、交付金事業の要件も伝えたということで、エジソンパワーの側がそれを受けた形なんですけど、6月になって、道路は碎石敷で施工したいと。市はアスファルトの舗装をということで要望し、そしたらアスファルト舗装を3センチでやりましょうというエジソンパワー側の回答があった。でも、最終的に9月15日の協議書の締結の際には4センチということで話がまとまったと。そういう経過だということなんです。この協議書はいろんな経過を踏まえて、最終的な合意が3者の間でこの協議書になって、その協議書どおりの工事が今最終的なところまで進んできている、そういう局面だと思うのです。だから、これを再協議ということの理解を求めるとすれば、この協議書にそこがあるということが根拠じゃない限り、串浜企画とエジソンパワーに申し立てできないと思うんです。その根拠は今までの説明の中にはしっかりと根拠が示されていないというのが残念な、そこをいき違って平行線になりつつあると思うのです。この3者の、猿田市長の合意が、合意すべきじゃなかったということであるならば、その責任は鈴木議員のそういった趣旨に基づいて、根拠に基づいて市長の責任、一連の経過の中の、市がとった対応の責任というのを明確にしていってほしいんじゃないかと思います。ですので、私は、再協議を求めるといって今回の附帯決議を議会として議決をして、他の2者に議会が求めていくということになりますので、その根拠がないと思わざるを得ませんので、改めてそのことに対してしっかりとした根拠を反論として示していただければ、お願いしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 私がずっと訴えきたことをあなたはどういうふうに聞いたのかよくわかりません。ただ、今言われた話は、予算審査特別委員会で市側から提出された道路制限取り扱いについてという書類、これにも、よくよく見ると、私は指摘したいことがあります。でも、これを今指摘している時間というか、今さらという部分がありますので、指摘はしませんが、予算委員会の中で言ったことは、真ん中にバツがあるのは、これは違うと言っておきました。何で違うかという、串浜企画とエジソンパワーしかここには載っていない。ここに真ん中にくるのは、土地所有者である串浜企画が入ってこない、この話は説明できないんです。そして、今言われた左下の平成26年7月、市道については、現道路拡幅による提案があったが、新道つけ替え道路にするよう要望すると。これは市が要望したようでありますけれども、当初の話は、私が聞くとところによると、この聞くとところによるといって、書類は出せませんが、私の知り得るところによると、当初はエジソンパワー、串浜企画の相手側が、道路はちゃんとつけ替えるよという提示があったと聞いております。そのものは入っていません。これがあったかないか、書類があるわけではありませんので、ここでそれを証明しろと言っても、それは無理です。ただ、今まで言ってきた経過において、昨年12月の質疑、そのところで担当課長からの答弁が、相手方の事業の採算ベースを考えたときに、相手方は道路までつくっていったら、事業が行われなくなるので、市のほうに協議があって、道路は事業者側としてはここまでにしてくださいというのが今回のこの協議書なんですけど、採算ベースに合わなくなるというのは、林地開発の市道によって、林地の真ん中にさらに残地森林を置くというのは千葉県の手引にありません。当初は全部を太陽光発電所にしようという中において、林地開発の協議をしてい

る中において、それは林地開発の許可ができないよというのが県からの指導です。その県からの指導に基づいて、真ん中に残地森林を残さなければいけない。全体を2分割しなければいけないという指導がありました。それに基づいてやると、当初計画した発電量が得られない。それをもって、新たに串浜の共有林、清掃センターの中を今造成していますが、串浜の共有林を新たにこの事業者は土地の貸借の相談に行きまして、土地を借りました。その借りた土地が新たに造成される、これによって当初の事業計画が狂ってくるということで、最初は道路を設置するという中で始まった協議が、事業採算ベースに合わないから、市に対して協議をしてきた。そういうことです。ですから、ここに書いてあるのは、勝浦市が現道、各区による提案があったが、新道つけ替えによる、要は要望するというこのこと自体が、私は今まで言ってきた経過の中からも、課長答弁からしても、市長答弁からしても、これは違うというふうに判断できます。あくまで最初はそうであったけど、事業の採算ベースが合わなくなるので、そして、ある比較がありました。あめ玉と言われる比較ということも言われました。固定資産が増えるから、道路ぐらいつくってもいいじゃないか。年3,000万円から4,000万円の固定資産や償却資産の税金が入ってくる。だから、それと道路を建設する費用を比較したら、今後ずっと入ってくる固定資産税のほうが有利なので、事業ができなくなったら、それは入ってこなくなってしまうのではないかとということをもって比較して、ではやりましょうということは、それは違う。話の次元が違う。あくまで相手は営利企業です。自分たちが利益を得るために今の事業をやっています。そのために最初に道路は計画しようとしたけど、事業の採算が合わないという、それはどの辺の採算かわかりませんが、事業ができなくなってしまうので、市に申し出た。それを協議したのがこの協議書ですが、その前に入ってくる固定資産税、償却資産税のものと道路をつくることに充当するという、これは目的税ではありませんから、そういうものを比較すること自体もおかしいし、あくまで私は当初の計画を相手の事業採算、そこで私が言ったのが、相手に便宜を図っているんじゃないかというようなことを一般質問で聞きましたけど、それはないという答えです。もちろんそういう一業者に利益供与することはできません。

今回の問題、よくわかるようにひとつ説明しますね。例えば市道のところにマンションを建設するとします。そして、マンション建設に当たって、道路をその区間通行どめにして、例えば道路が壊れた。しかし、マンションは建ちました。マンションの固定資産税は入ります。マンション側は非常にお金がかかったので、申しわけない。その道路を市のほうで直してください。それを市がのみますか。のむわけがありません。あくまであった道路、そこを仕事によって壊したら、市は全て相手方に原状復帰をさせる。今までずっとそういうふうにやってきますし、これからもそうなると思います。そういうことを踏まえて、例えばちょっと違うかもしれませんが、税金が上がるからいいじゃないかということも、一つは全く間違いでありますし、ここに配られた警鐘なしのバッテンについても、ここには何度も言うように、保有税という問題が絡んできて、3者で話し合ってきた協議書ですので、そのようなことになろうかと思っています。この取り扱いについての内容も私は見ました。だけど、これに対しても本来、反論があるんですけど、それを今言っただけいけないので、改めてこの結果が出た暁には話をさせていただきます。これは議会ではなく、私として市と話をする場面もあろうかと思っています。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、討論はありませんか。土屋議員。

〔14番 土屋 元君登壇〕

○14番（土屋 元君） それでは、今回の附帯決議に賛成の立場で討論させていただきます。今回、道路改良事業者については、一般会計予算を含め、賛成といたしました。その理由は、附帯決議で再協議していただいたとしても、業者との、あるいは3者との話し合いがスムーズに進まなければ、予算も必要で、とにかく市道荒川線は早期に整備したいというのが市民の願いだと思います。そこで、市道荒川線の重要性については、今さら余り触れることもないと思いますが、やはり上野地区、総野地区、そして勝浦地区ともアクセス道路、まして今はクリーンセンター、かつうら聖苑、市民がよく利用する。また夏期の渋滞のときには鶴原方面から、総野あるいは勝浦方面に迂回する重要な道路であります。その道路の中でたくさんの市民が側溝に車輪を外してSOSということもありますし、あの道路を通行するためには相当なる神経が必要でした。私もそうでした。

そういう必要性は皆さんも当然認識して理解していただけたと思います。さっき質疑の中で出てましたことなんですが、今回、協議書の存在、協議書の締結について議会は全く関与してません。この協議書のことについて、私たちは行政執行部、市長を初めとする行政の皆さん、信頼と誠実なる履行の中で今回の林地開発行為で協定書を結んだということは信じております。当然、締結する中で一生懸命取り組んでくれたと思いますが、私たちは同僚議員の調査、スキル、研究、それによって協定書の存在も明らかになり、そしてこれを踏まえて特別予算委員会で現地視察をし、そして幅員の11.5メートルの中に、市の説明では車道、側溝、舗道をつけるということを計画された今回の事業予算であるという説明もありました。そして、のり面については、基本的に市が管理をしていくということも協定の中にそれらしき言葉を含めてあります。しかし、今回の協定書の中身、1番は公共施設取り扱いの道路は下記のとおりとする中で、きちんと車道、側溝、歩道の明記はされません。車道何メートルなんという記述もされていません。そして、のり面の面積、形状、それも全くありません。ただ、のり面については種子吹きつけで緑化してやるというようなことであります。ですから、この存在が明らかになって、議会の中で私たちは、この600万円を予算化するための判断として、できれば市民の負担が減って、途中の妥協かなんかで、例えば道路をやっている中で片側溝や歩道を芝生でやるとか、そういった中で廉価になるという話し合いが必要だと私は思います。だから、賛成はしました。しかし、提案説明したとおり、のり面については、あの維持管理が市に任されるわけですから、それについてはやらないよということも申し出して、話し合いしてもらいたいということが1点。

2点目は、一般的にプロの職業でやっている人は、道路法だとか道路の構造については詳しいです。しかし、私たちは市民の負託を受けた議員であります。もちろんそれなりに調査もなくちゃいけないですが、道路には一般的にいろんな友人に尋ねても、新設道路には側溝はつきもの、歩道は場所によってはなくても、車道が広ければ大丈夫、こういうような発想で返ってくるのが一般的であります。ですから、そういった道路構造について、協定書には新設つけ替え道路、幅員11.5メートルと書いてありますが、この詳しい記述もない。そういったことを

含めて、その辺について明らかに、車道のつもりでいったら6.5メートルになったりしているわけです。そういうことも含めて、原則として道路の側溝が必要ということについて議会で問題提起してもらって、市長が再協議に当たっての応援団となれるようになっていきたいというのが2点目の理由です。

最後に、3点目の理由は、私たち市議会議員は、市民から負託をされて、プロとしての自覚と市民の目線の中でこういう材料を判断して、提案していかないと、あるいはジャッジメントしていかなくちゃいけないと思います。この市道荒川線については、昭和の合併から長い間、狭いから何とかしてほしいというのが住民の強い願いでありましたし、私のところにたくさんの陳情が来ておりました。今回、開発されることについて、市民は宅地開発だろうが林地開発だろうが、そんなのどうでもいいんです。長い間私たちは宅地開発のときに、あそこは宅地業者が開発したときに、いい道路をつくってくれて、市に全部くれるという話で、市民にも期待感を持たせておりました。だから、話が市民感覚には、えっ、市がつくるのかいというのは、まるっきり市民感覚の中から判断に乏しい状態になっていくと思います。私たち議員の役目は、そういう宅地、林地プロフェッショナルのそういったものは市民に求めることなく、市民が率直に早く広い道路、スムーズな通行できる道路が、市の負担が少なく済むことが私たちの役目です。その間に入って、勝浦市とやっていくのが私たちの役目なんです。だから、そういった問題で市民の負託について、期待に応えて、道路整備がたくさん市内にはあるんですから、できるだけそういった協議には議会の応援をつけて、3者協議を議決してくれば、市長の応援団の味方して、応援団の味方ということは、議会が可決すれば、市民の応援をもとにして市長が3者協議に臨めるということでございますので、ぜひともその理由を理解をしていただきたいと思います。

今回、一般会計予算で私は全て賛成しておりますが、それについて同僚議員の中で、これは賛成だけど、反対だという面ではありませんでした。本来、どこどこが賛成、どこどこが反対、修正という、修正予算を出して諮るのが議員の役目だと私は思いました。以上、申し述べまして、賛成討論といたします。

○議長（寺尾重雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、平成29年度勝浦市一般会計予算に対する附帯決議案を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手少数であります。よって、本案は否決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第16号 平成29年度勝浦市国民健康保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手多数であります。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第17号 平成29年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手多数であります。よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第18号 平成29年度勝浦市介護保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手多数であります。よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第19号 平成29年度勝浦市水道事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手多数であります。よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第6号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 勝浦市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 勝浦市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 財産の無償貸付けについて、以上4件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。土屋総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 土屋 元君登壇〕

○総務文教常任委員長（土屋 元君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当総務文教常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る3月8日、委員会を開

催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおりでございます。議案第6号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 勝浦市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 勝浦市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 財産の無償貸付けについて、以上4件につきまして、議案第8号を除く3件は、全員賛成で、議案第8号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして、議案第8号における勝浦市税条例等の一部改正について、消費税率の延期を前提とする条例改正でなく、きっぱりと中止するということが求められているとの反対討論がありました。

また、議案第20号 財産の無償貸付けについてを審査するにあたり、元清海小学校の現地視察を実施したことを申し添えます。

以上をもちまして、総務文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。藤本議員。

〔1番 藤本 治君登壇〕

○1番（藤本 治君） 私は、ただいまの総務常任委員長報告のうち、議案第8号 勝浦市税条例等の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

この条例は、消費税の税率引き上げの実施時期を平成31年10月1日に2年半延期したことに伴う条例改正です。消費税の税率引き上げの延期が前提になっていますが、消費税率引き上げは延期ではなく、きっぱりと中止すべきであります。

総務省の家計調査で、昨年12月の消費支出が1年前に比べ、0.3%悪化したことが明らかになりました。うるう年で平年より1日長かった昨年2月を考慮に入れると、一昨年の9月以降、事実上1年4カ月、16カ月にわたって消費が落ち込むという異常事態であります。長期化にわたる消費の低迷は、4年前に発足した安倍政権による経済政策アベノミクスでも景気が一向によくなり、むしろ社会保障の改悪や、消費税の増税で国民の暮らしが悪化したことを浮き彫りにしています。大企業は安倍政権の発足以前から賃上げを抑制し、正規雇用を賃金の安い派遣やパートなど非正規に置きかえてきましたが、安倍政権のもとでも株高や円安で増やした大もうけを内部留保にため込んで、賃上げもわずかにとどめています。国民の負担増と賃上げの抑制が消費低迷の最大の要因です。労働者の平均賃金は、最近のピークだった1997年に比べると、年収で50万円以上も減少し、中でも中間所得層の生活悪化と貧困層の増大が深刻であります。

このような状況のもとで消費税率の引き上げは許されないし、また行うことはできません。したがって、税条例等の改正は必要ないことと、もとに戻すべきことを指摘して、反対討論と

いたします。

○議長（寺尾重雄君） ほかに討論はありませんか。松崎議員。

〔11番 松崎栄二君登壇〕

○11番（松崎栄二君） 私は、議案第8号 勝浦市税条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

平成28年度税制改正における地方税の改正部分に対応するため、平成28年6月議会で勝浦市税条例等の一部を改正する条例を議決したものでありますが、昨年秋の臨時国会において、消費税及び地方消費税の税率引き上げの時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に2年半延長されたことに伴い、施行時期を合わせるため、今回の条例改正が提案されたものであります。

主な改正内容は、1つには、個人住民税における住宅ローン控除の適用期限の延長、2つには、軽自動車税の環境性能割の導入時期の延長と、これに伴う軽自動車税のグリーン化特例の1年延長、3つには、法人市民税法人税割の税率引き下げの施行時期の延長などであります。

これらの改正は、地方税法等の改正により、全国の自治体で同様の改正が行われること、また、軽自動車税や法人税割の改正は制度改正によって生ずる地方向けの財源の穴を埋めるものや、財政力格差の是正のための措置であります。地域における行政を主体的かつ総合的に行う市町村にとって不可欠な財源を確保するものと言えます。

また、今回の条例改正は、昨年6月の議会で議決していることから、仮に改正をしないとすれば、軽自動車税の環境性能割の導入や法人市民税の法人税割の税率引き下げが平成29年4月1日からの施行となっているため、他市町村より2年半早く導入するとなるなど、事実上、事務が行えない混乱を招くこととなります。

このように、全国の自治体が一律に取り扱うべきものであることも申し上げ、議案第8号の賛成討論といたします。

○議長（寺尾重雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） それでは討論を終結いたします。

これより議案第6号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第8号 勝浦市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手多数であります。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第9号 勝浦市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第20号 財産の無償貸付けについてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。
午後1時まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（寺尾重雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第5号 勝浦市空家等対策の促進に関する条例の制定について、議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 勝浦市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 勝浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号 勝浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 勝浦市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 市道路線の認定について、請願第1号 障害児者の「くらしの場」の拡充を求める請願、以上9件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。鈴木産業厚生常任委員長。

〔産業厚生常任委員長 鈴木克己君登壇〕

○産業厚生常任委員長（鈴木克己君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において、産業厚生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当産業厚生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る3月9日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしま

した。

その結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第5号 勝浦市空家等対策の促進に関する条例の制定について、議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 勝浦市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 勝浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号 勝浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 勝浦市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 市道路線の認定について、以上8件につきまして、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、請願第1号 障害児者の「くらしの場」の拡充を求める請願につきましては、紹介議員に説明を求め、審査を行った結果、全員賛成で採択と決定しました。

なお、議案第21号 市道路線の認定についてを審査するにあたり、ニュー黒潮台の現地視察を実施したことを申し添えます。

以上をもちまして、産業厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） それでは、討論を終結いたします。

これより議案第5号 勝浦市空家等対策の促進に関する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第10号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第11号 勝浦市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第12号 勝浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第13号 勝浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第14号 勝浦市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の

報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第21号 市道路線の認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、請願第1号 障害児者の「くらしの場」の拡充を求める請願を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、請願第1号は、採択と決しました。

議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（寺尾重雄君） 市長より追加議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。植村係長。

〔職員朗読〕

○議長（寺尾重雄君） それでは、日程第2、議案を上程いたします。議案第22号 平成28年度勝浦市一般会計補正予算を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第22号 平成28年度勝浦市一般会計補正予算について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正及び繰越明許費の補正であります。今年度から、ふるさと応援寄附金の返礼品を拡充したことにより、年末から2月にかけて寄附金額が急激に増加したことに伴う基金への積み立てに係る経費、あわせてふるさと応援寄附者報償費、決算見込み剰余金に係る財政調整基金への積み立てに係る経費及び市道の橋りょう整備の経費について、社会資本整備総合交付金を有効に活用するため、新たに市道仲本町中島場線にかかる小家名橋の修繕の設計業務委託のための経費を補正するものであります。

これにより、歳入歳出予算におきましては、既定予算に17億円を追加し、予算総額を133億8,863万7,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、総務費におきましては、財産管理費を主に17億194万円を追加し、土木費におきましては、橋りょう維持費で194万円を減額しようとするものであります。これに対する財源として、歳入予算に寄附金10億円、繰入金7億円を追加計上しようとするものであります。

繰越明許費におきましては、国の社会資本整備総合交付金を充当して、橋りょう設計業務委託を実施する社会資本整備総合交付金事業及び市道新設整備工事に係る測量、設計等業務委託を実施する道路改良事業の2件について、年度内にその支出が終わらない見込みの額を翌年度に繰り越そうとするものであります。

以上で、議案第22号の提案理由の説明を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） 議案第22号ですが、このふるさと応援基金の現在の換金額、換金済み額、業種別の換金額などの最新情報をお伺いしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたします。ただいまの換金済み額でございますけれども、2億9,616万6,000円でございます。業種別に申し上げますと、販売業で1億6,184万4,000円、宿泊業で5,404万3,000円、レジャー業で1,806万3,000円、サービス業で4,950万1,000円、飲食業で1,271万5,000円でございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） この業種別の換金済みの動向なんですけれども、これは特筆すべき、きわだった換金の中身については、どのように把握されているのか伺いたいと思います。特徴的な換金の内容をご紹介いただければと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたします。個々の事業店の名称は申し上げられませんが、先ほど申しましたように、販売業のほうで増えている状況でございます。販売業も登録店数が多い関係で、総体的には多いと分析してございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） 私は一般質問で指摘をさせていただいたわけですが、そういった注意を払うべきお店につきまして、具体的にきめ細かな把握をされているかどうか心配ですので、お伺いするんですけれども、きちっとした対応をとらせていただいていると思うのですけれども、その点についてご返事をいただきたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたします。先般、議員の一般質問の中でご指摘ございました事業者につきまして、一昨日来庁を求めまして、改めて勝浦七福感謝券の取り扱いのルール、要綱の順守の徹底を促したところでございます。今後、感謝券の換金に伴いまして、必要な書類を添付していただくようご協力を求めるところでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第22号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） それでは、討論を終結いたします。

これより議案第22号 平成28年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第23号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第23号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、来る3月31日をもって任期満了となります固定資産評価審査委員会の委員に藤平光雄氏を再任したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

藤平光雄氏の経歴を申し上げますと、昭和46年3月千葉県立勝浦高等学校を卒業後、同年4月勝浦市役所に就職、平成24年3月勝浦市役所を退職するまでの間、観光商工課統計係長、保健衛生課予防保健係長、財政課契約検査係長、教育課学校教育係長、税務課長、水道課長などを歴任され、平成26年4月から固定資産評価審査委員会の委員として、現在に至っております。その人格と識見は、固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えます。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げまして、議案第23号の提案理由の説明を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第23号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第23号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより議案第23号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第23号は、これに同意することに決しました。

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（寺尾重雄君） 日程第3、発議案を上程いたします。発議案第1号 障害児者の生きる基盤となる「生活の場」の早急な整備を求める意見書についてを議題といたします。職員に発議案を朗読させます。植村係長。

〔職員朗読〕

○議長（寺尾重雄君） 発議者から提案理由の説明を求めます。鈴木克己議員。

〔6番 鈴木克己君登壇〕

○6番（鈴木克己君） 議長よりご指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第1号 障害児者の生きる基盤となる「生活の場」の早急な整備を求める意見書について提案理由の説明を申し上げます。

障害があるがゆえに、何らかの社会的支援がなければ生きていけない障害児者は年々増加しています。現行の障害福祉施策は、居宅サービスはもちろん、グループホームや入所施設などの社会資源の絶対的不足が慢性化しており、結果として多くの障害児者が家族の介護に依存した生活を余儀なくされています。家族に依存した生活の長期化は、精神的にも経済的にも相互依存をより助長し、障害児者の自立をますます困難なものにしています。

2014年1月、我が国政府は国連・障害者権利条約の締約国に加わりました。条約には、第19条（a）「障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと」が明記されているとともに、第28条では「障害者が、自己及びその家族の相当な生活水準（相当な食料、衣類及び住居を含む。）についての権利並びに生活条件の不断の改善についての権利を有することを認める」ものとしています。

多くの障害児者と家族は、社会からの孤立と家族依存、老障介護等の現実の中で、生きる基盤となる「生活の場」の早急な整備を切実に望んでいます。とりわけ、緊急時や同性介護に対応するヘルパー等の福祉人材確保の問題、入所施設への希望者が増加する中で緊急度の高い待機者が「長期のショートステイ（いわゆる「ロングショート」）」を余儀なくされている問題などは早急に解決すべき課題であると言えます。

よって、こうした深刻な現状を打開するために、地域で安心して暮らすために必要な社会資源の拡充を図るとともに、「地域か、施設か」、「グループホームか、施設か」の選択ではなく、

地域の中の重要な社会資源として共存し、相互に連携した運営と拡充が図られ、利用者が体験的に選択できる状況を早期に実現するよう、次の事項を強く要望します。

- 1、障害児者が「生活の場」を選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保すること。
- 2、入所機能を備えた地域生活支援拠点を国の責任で整備すること。
- 3、前2項を実現するために、障害者関係予算を大幅に増額し、施策の重要な担い手になっている地方公共団体を財政的に支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。何とぞ発議者の意をご検察の上、よろしくご審議いただき、可決あらんことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（寺尾重雄君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第1号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） それでは討論を終結いたします。

これより発議案第1号 障害児者の生きる基盤となる「生活の場」の早急な整備を求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、発議案第1号は、原案のとおり可決されました。

報 告

○議長（寺尾重雄君） 日程第4、報告であります。報告第1号 専決処分の報告について、市長の報告を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました報告第1号の専決処分の報告について申し上げます。

す。

本件は、交通事故に伴う 1 件100万円以下の損害賠償額の決定及び和解についてであり、去る 2月16日に専決処分いたしましたので、ご報告するものであります。

なお、内容につきましては、報告書に示したとおりでありますので、これによりご了承いただきたいと存じます。

以上で、報告第 1 号の説明を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これをもって報告を終わります。

閉 会

○議長（寺尾重雄君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって平成29年 3 月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午後 1 時 2 8 分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 議案第 5 号～議案第21号、及び請願第 1 号の総括審議
1. 議案第15号に対する附帯決議案の総括審議
1. 議案第22号～議案第23号の総括審議
1. 発議案第 1 号の総括審議
1. 報告第 1 号の報告

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員